

くろさわがわ  
黒沢川に関する治水・利水対策の方針 ~ 答申を受けて ~

黒沢川における総合的な治水・利水対策について（答申）（平成15年6月12日）	黒沢川における総合的な治水・利水対策について（方針）
<p>1．黒沢川の治水対策 赤沢砂防堰堤下流付近に調整池を設置して、想定される洪水の調整を行なうことと併せて、現在中断されている河川改修を進める「調整池＋河川改修案」を治水対策の基本方針とすべきである。 この治水対策に当たっては、緊急かつ最低限必要の対応として次の措置を取ることを強く求める。</p> <p>-----</p> <p>（1）黒沢川・万水川における流下能力の再検証と調整池建設に伴う環境調査などを実施して、流域住民の合意を得ること。</p> <p>-----</p> <p>（2）赤沢砂防堰堤下流付近の調整池の詳細設計に際しては、調節容量など詳細な検討を行うとともに下流域における休耕田などの利用についても検討すること。</p> <p>-----</p> <p>（3）現在中断されている万水川河川改修を現計画通り早急に継続すること。</p>	<p>長野県治水・利水ダム等検討委員会の答申の趣旨を尊重し、ダムによらない治水対策を策定し、長野県公共事業評価監視委員会に諮った上で現行のダム建設事業について中止する。</p> <p>治水対策は、1/30確率の治水安全度を目標とし、調整池を組み合わせた河川改修とする。</p> <p>万水川は現計画による河川改修を継続することとし、また、調整池を計画するにあたっては、黒沢川・万水川における流下能力に配慮するなかで、環境調査等を実施して、流域住民の合意に努める。</p>
<p>2．黒沢川の利水対策 黒沢川の流水を最大限に有効活用しながら、上水道水の不足分については既設の井戸と新規井戸の開発により確保し、農業用水の不足分については中信平農業用水から確保する「水利分配案」を利水対策の基本方針とすべきである。 委員会での審議にみられるように、黒沢川の流況は、既得慣行水利権、河川維持流量や豊水水利権の可能性等について数多くの課題が現行の法制度のもとでは未解決のまま残されている。 特に水道水源確保にかかる県の三郷村への支援は、生活貯水池としてダム計画を進めてきた経過から、ダムによらない利水対策に変更したことによる村の財政負担増を極力避けることを基本的な方針として検討すべきである。 このため、新たな支援策を適用してもなお実際の事業費がダム建設の際に支出したであろう村の負担を上回る場合は、補助率の変更も考慮しながら、県の支援を前提に村と協議すべきである。 この利水対策に当たっては、絶対必要な事項として以下のような措置を取ることを確約することを求める。</p> <p>-----</p> <p>（1）黒沢川の既得水利権の取水実体を県において把握するとともに、実状に適合した対応策を検討する。また、国に対して豊水が利用可能となるよう現行法制度の改正を要請すること。</p>	<p>利水対策を進めるにあたり、適正な水需要量の把握について三郷村と調整を行い、その上で黒沢川の水利権の取得を優先に検討するなど答申に示された基本方針を踏まえ、三郷村と協調し取り組んでいく。</p> <p>新たな水源確保については、「水道水源確保に係る県の支援策」に基づき支援していく。なお、新たな支援策を適用しても、実際の事業費がダム建設の際に支出したであろう村の負担を上回る場合は三郷村と協議する。</p> <p>-----</p> <p>水道水源としての豊水利用については、実状に適合した対応策の具体的な事例の把握に努めるなど、豊水の利用可能な方策を検討する。</p>

くろさわがわ  
黒沢川に関する治水・利水対策の方針 ~ 答申を受けて ~

黒沢川における総合的な治水・利水対策について（答申）（平成15年6月12日）	黒沢川における総合的な治水・利水対策について（方針）
（２）三郷村の水道水源として暫定豊水水利権が取得できること。	新規水源の確保を前提とする暫定豊水水利権の取得を検討する。
（３）中信平農業用水からの補給水確保については、県が仲介役になり円満な解決策を講ずること。	新規利水者が中信平農業用水からの補給水確保を決定した際は、水利権者と十分な調整を図っていく。
（４）黒沢川の流況を詳細に調査し尻無し川の特性に合った維持流量の設定を検討すること。	維持流量の検討をする。
（５）三郷村の水道水源について、なるべく自然流下で供給可能な地点での水源調査と試掘を実施すること。	取水の必要量の精査、水利権調整の状況に応じて、新規水源の調査等の実施方法、実施時期について三郷村と協議する。
（６）安曇野の地下水調査を行って関係町村との協調を図ること。	三郷村の取水用の井戸による影響など、どのような調査が必要であるかや県の関わり方について関係町村と協議する。
（７）県は、利水事業に対する村の財政負担が増えないよう、支援策を講ずること。	新たな水源確保については、「水道水源確保に係る県の支援策」に基づき支援していく。なお、新たな支援策を適用しても、実際の事業費がダム建設の際に支出したであろう村の負担を上回る場合は三郷村と協議する。
（８）安曇野５町村が一体として行う地下水の涵養・保全条例等の制定を県は促進すること。	地下水の保全涵養に関する取り組みについて関係町村と協議する。
以上述べた治水・利水に関する諸事項については、概ね２年間の期限を以て調査・検討を行い、関係者の合意を得ること。また、地元住民に説明することを要請する。	答申を踏まえ努力する。
また、ダムによらない治水・利水計画を実現するためには、住民参加の「流域協議会」を設置して、行政と住民が連携してより良い環境を構築することを提言する。	治水・利水対策の策定にあたっては、「流域協議会」を設置して住民の意見を計画に反映させる。